

令和7年度  
医療研究開発推進事業費補助金  
創薬支援推進事業・  
創薬シーズ実用化支援基盤整備事業  
公募説明資料

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)  
創薬事業部 創薬企画・評価課 創薬支援室

## 本資料の内容

1. 創薬支援推進事業・  
創薬シーズ実用化支援基盤整備事業の概要
2. 令和7年度公募・選考について
3. 交付決定における注意事項
4. その他、ご質問事項等の照会先

# 1. 創薬支援推進事業・ 創薬シーズ実用化支援基盤整備事業の概要

# 事業の方向性と目標

## 公募要領 第I部 第1章

創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業は、創薬支援ネットワーク<sup>(\*)</sup>の取組を促進するとともに、創薬研究の推進に資する貴重な民間リソース等を有機的に結びつけて、創薬支援ネットワーク機能の更なる強化、ひいては医薬品創出の推進力を強化するために、創薬支援推進ユニットを整備し、創薬シーズ実用化支援基盤の構築を行うことを目的としています。

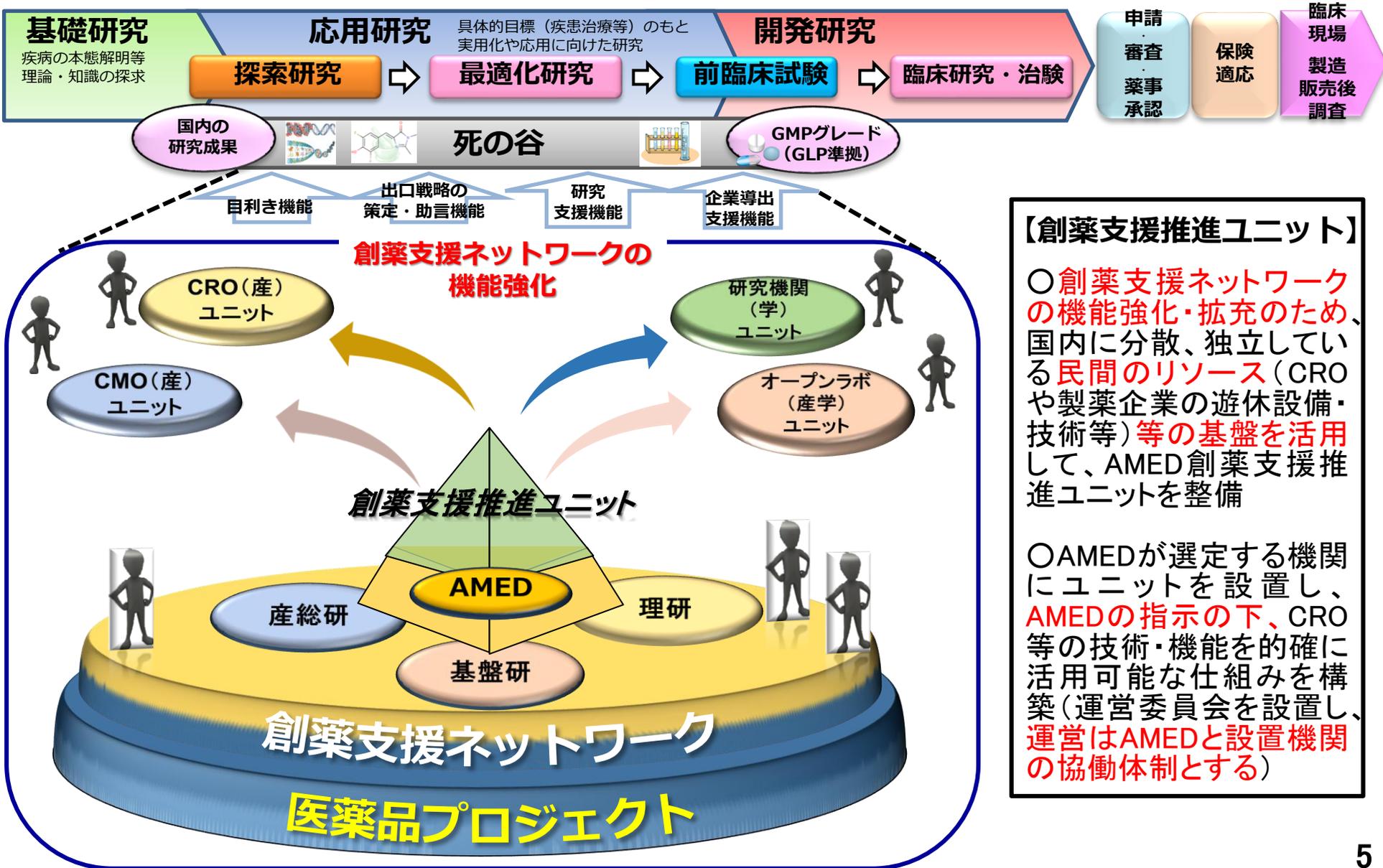
本事業では、ユニットを整備することによる創薬支援ネットワークの取組等の促進により画期的新薬の創出に向けた研究開発を加速し、アカデミア発創薬シーズの実用化における成功確率を向上させるとともに、創薬研究推進に寄与することを目標とします。

### \* 創薬支援ネットワーク

平成27年4月1日より日本医療研究開発機構に設置された創薬支援戦略部（平成29年7月1日から創薬戦略部、令和2年4月1日から創薬事業部）を中心に理化学研究所、医薬基盤・健康・栄養研究所、産業技術総合研究所等が強固な連携体制を構築し、大学や公的研究機関の優れた研究成果から革新的新薬の創出を目指した実用化研究を支援する日本初の創薬支援制度です。

**本事業は補助事業であり、研究開発を委託する事業ではありませんのでご注意ください。**

# 創薬シーズ実用化支援基盤整備事業・創薬支援推進ユニット



# 創薬支援推進ユニットによる創薬支援ネットワーク支援機能強化

- ✓ 創薬支援推進事業「創薬シーズ実用化支援基盤整備事業」において、平成29年度より「創薬支援推進ユニット」を整備

**【令和6年度時点】**創薬支援ネットワークの支援テーマはオレンジ色のユニットの利用が可能



# 創薬支援推進ユニットによる創薬支援ネットワーク支援機能強化

【令和7年度予定】創薬支援ネットワークの支援テーマはオレンジ色のユニットの利用が可能



# 創薬支援推進ユニットの概要

【令和7年度予定】

	ユニット名	代表機関	実施内容	補助事業 実施期間
1	エコシステム 【シーズ収集・評価、出口支援】	一般社団法人 医薬新結合研究所	出口目線で検証されたアカデミア発 創薬シーズの収集・評価及び創薬支 援ネットワークへの提供と創薬支援 ネットワーク支援テーマの出口支援	令和4年度～ 令和8年度
2	プロモーター 【CRO調整、データ収集】	メディフォード 株式会社	創薬シーズの評価やデータパッケー ジの構築に必要な非臨床データの取 得等に係るCRO(試験受託施設)調整 データ収集	令和4年度～ 令和8年度
3	DISC 【DISC化合物管理、HTS実施】	第一三共 株式会社	DISCライブラリー等の保管管理、 HTSスクリーニング等を実施	令和5年度～ 令和7年度
4	ニューモダリティ 【Nモダ コンソーシアム事務局】	公募対象	Nモダコンソーシアムの窓口業務、創 薬技術を有する企業情報の収集、 CROを活用した検証評価体制構築 支援等	令和7年度～ 令和11年度
5	in vivo プログラム 【in vivoプログラム事務局・ 広報・情報発信】	公募対象	in vivo薬効試験実施プログラムの窓 口業務、創薬支援ネットワークに係る 広報活動、創薬研究等の成果に関 する国際情報発信・情報収集	令和7年度～ 令和11年度

## 2. 令和7年度公募・選考について

# 公募対象課題

## 公募要領 第I部 第2章

#	募集対象となる課題	補助事業費の規模 (一般管理費を含まず)	補助事業実施 予定期間	新規 採択課題 予定数
①	ニューモダリティ ユニット (Nモダ)	1課題当たり年間 3千万円(上限)	令和7年7月(予定) ～ 令和12年3月31日	0～1課題 程度
②	in vivo プログラム ユニット (vivoプロ)	1課題当たり年間 3千万円(上限)	令和7年7月(予定) ～ 令和12年3月31日	0～1課題 程度

※本事業は補助事業であり、研究開発を委託する事業ではありませんのでご注意ください。

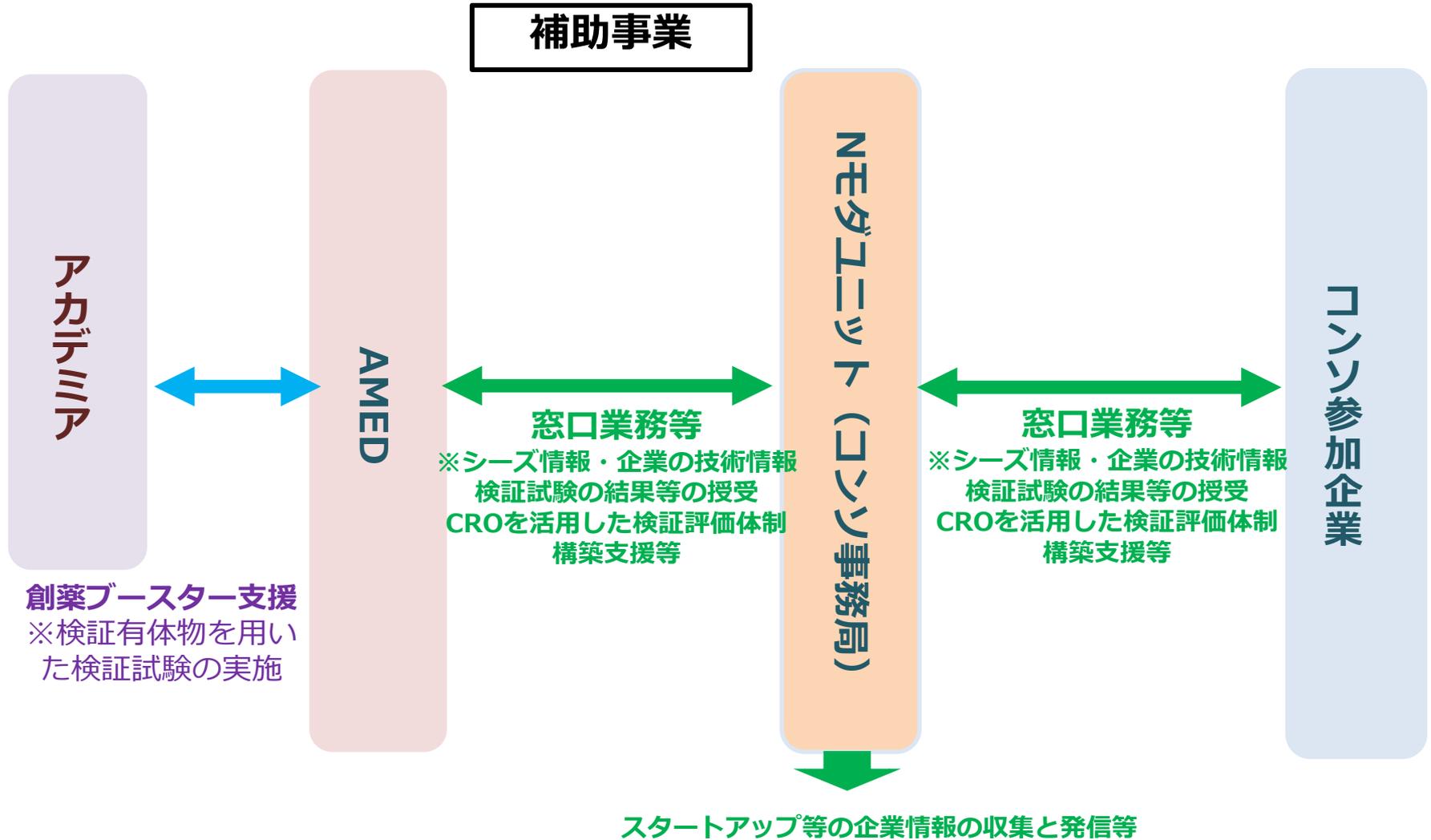
## ①ニューモダリティユニット(Nモダ)

ニューモダリティコンソーシアム（※）の以下の事務局機能を担う。

- ◆ 大学等のシーズに対し興味を示すコンソーシアム会員企業の情報、並びにコンソーシアム参加企業のもつ技術情報を収集、整理して、AMEDに提供する窓口業務
- ◆ 創薬技術を有するスタートアップ企業に関する情報を収集、整理してAMEDに提供すると共に、広く情報発信する業務
- ◆ AMEDが支援する大学等が持つ創薬シーズに関する情報、並びに検証評価を行った結果をAMEDと協力して収集、整理して、コンソーシアム会員企業に提供する窓口業務
- ◆ 大学等の創薬シーズとコンソーシアム会員企業の持つ技術を用いた検証評価を行うための体制構築支援（検証に用いる有体物の外部委託機関（CRO）等を利用した作製等）
- ◆ その他、AMEDが必要と考える業務

※ニューモダリティコンソーシアムとは、コンソーシアムに参画する企業が提供する創薬技術と、AMEDが創薬支援推進事業・創薬総合支援事業（創薬ブースター）等において支援を行う大学等が持つ創薬シーズを早期に組み合わせ検証評価を行い、単独の大学等・企業では実現が困難な、新たなモダリティ技術を活用した次世代医薬品開発の実用化の促進を目指して、令和7年度にAMED創薬事業部が立ち上げを予定する取組をいう。（次頁に補足資料あり）

# ニューモダリティユニット(Nモダ) 運営イメージ



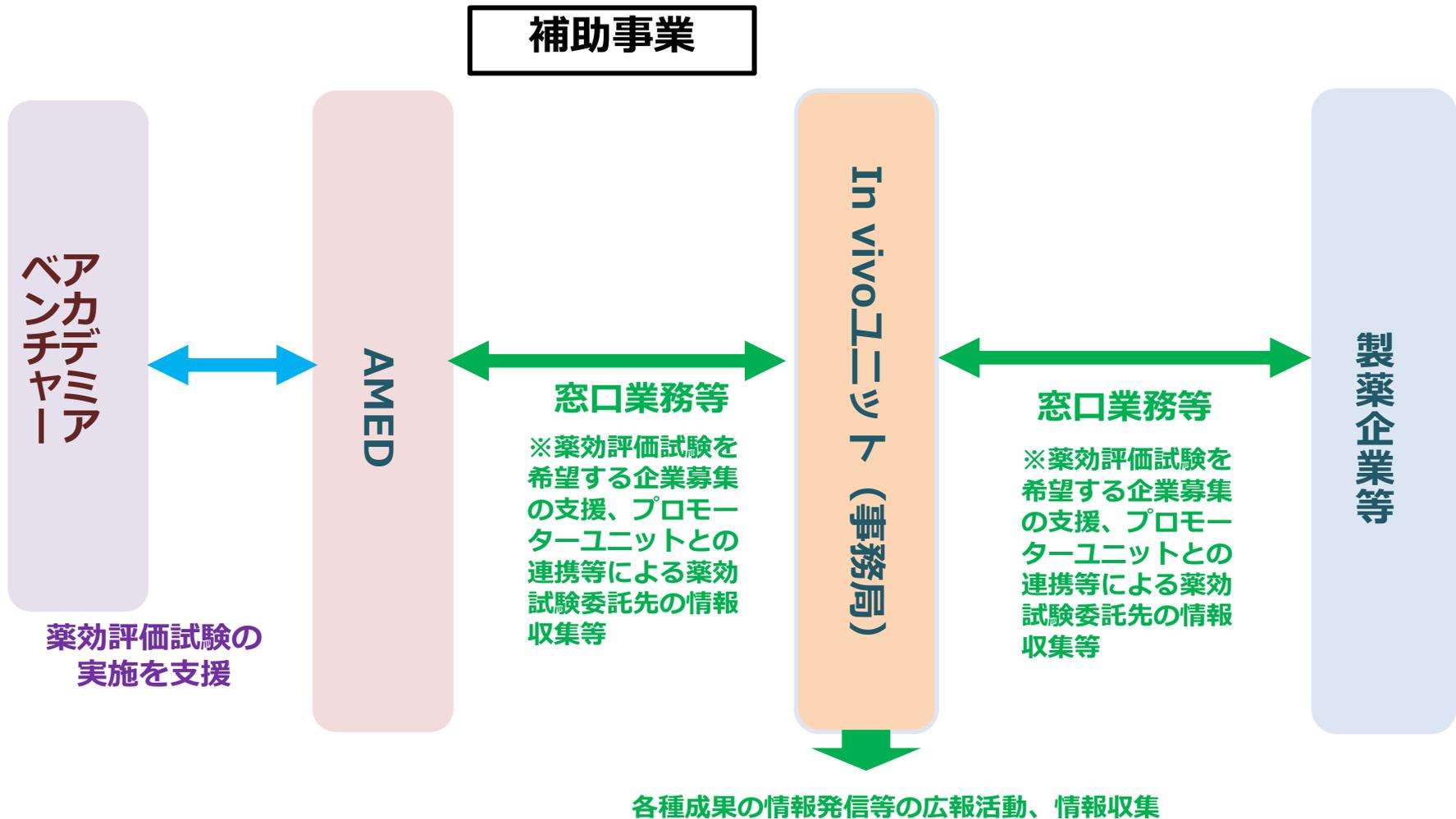
## ②in vivoプログラムユニット(vivoプロ)

in vivo薬効試験実施プログラム（※）の以下の事務局機能を担う。

- ◆ 製薬企業等が把握する社会的ニーズを受け付け、整理してAMEDに提供する窓口業務
- ◆ AMEDが選定する精度管理された薬効試験を行うシーズについて、試験計画の策定の支援や試験委託候補先の情報を収集する業務
- ◆ 創薬支援ネットワークの広報に関する活動、創薬研究等の成果に関するシンポジウム・ウェブサイト・雑誌等を通じた国際情報発信及び創薬シーズの実用化に関する国際情報収集を行う。
- ◆ その他、AMEDが必要と考える業務

※in vivo薬効試験実施プログラムとは、製薬企業等が把握する社会的ニーズの高い疾患に対するシーズを精度管理された薬効試験等を行うことで評価し、その結果を当該シーズ保有者等にフィードバックする、令和7年度にAMED創薬事業部が立ち上げを予定する取組をいう。

# in vivoプログラムユニット(vivoプロ) 運営イメージ



# 提案書類の受付期間・選考スケジュール

## 公募要領 第I部 第2章

### 公募期間

- 令和7年2月10日(月)～**令和7年3月7日(金)13時(厳守)**

### 書面審査

- 令和7年3月中旬～令和7年3月下旬(予定)

### ヒアリング 審査

- 令和7年4月21日(月) (予定) ※Web開催

### 採否通知

- 令和7年5月下旬(予定)

### 交付決定

- 令和7年7月1日(火)(予定)

## 応募資格者①

### 公募要領 第I部 第3章

本事業の応募資格者は、以下①～⑥の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる事業実施場所とし、応募に係る課題について、補助事業計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（補助事業代表者）とします。

①以下の（A）から（H）までに掲げる研究機関等に所属していること。

- (A)国の施設等機関（補助事業代表者が教育職、研究職、医療職、福祉職、指定職又は任期付研究員である場合に限る。）
- (B)公設試験研究機関
- (C)学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学及び同附属試験研究機関等（大学共同利用機関法人も含む。）
- (D)民間企業の研究開発部門、研究所等
- (E)一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (F)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人及びその他特別の法律により設立された法人
- (G)非営利共益法人技術研究組合
- (H)その他AMED理事長が適当と認めるもの

## 応募資格者\_②~③

### 公募要領 第I部 第3章

- ② 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- ③ 課題が採択された場合に、交付手続等の事務を行うことができること。
- ④ 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権（特許、著作権等を含む。）及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対応を行うことができること。
- ⑤ 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進するとともに、追跡調査等AMEDの求めに応じて協力すること。
- ⑥ スタートアップ企業等については、財務状況の健全性が確認できること。  
（審査時に財務状況が著しく脆弱と判断されると不採択となる場合があります。また、課題が採択された後に、財務状況が著しく脆弱で補助事業の履行能力がないと判断されると、交付決定できない場合があります。）

# 応募に必要な書類について

公募要領 第I部 第4章

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	(様式1)補助事業提案書	
2	補助事業代表者の所属機関がスタートアップ企業等の場合は、必須	財務状況資料 ・財務スコアリング ・直近3年分の決算報告書 (貸借対照表及び損益計算書) ・資金繰り表	ヒアリング対象になった時にAMEDから連絡後に提出

# 提案書の提出について

## 公募要領 第Ⅱ部 第1章

○提案書の入手方法 AMED ホームページ公募情報からダウンロード  
[https://www.amed.go.jp/koubo/11/02/1102B\\_00105.html](https://www.amed.go.jp/koubo/11/02/1102B_00105.html)

○提案書類受付期間

令和7年2月10日(月)～**令和7年3月7日(金)13:00(厳守)**

- ・期限を過ぎた場合には一切受理できません。
- ・受付期間終了後の提案書類の差し替え等には応じられません。

○提出方法

電子メール添付又はデータシェアサービス経由により  
下記メールアドレスへ送付

提出先 AMED創薬事業部 創薬企画・評価課  
E-mail [id3desk@amed.go.jp](mailto:id3desk@amed.go.jp)

**※本事業はe-RADへの登録は不要です。**

# 審査項目と観点

## 公募要領 第I部 第5章

項目	観点
①事業趣旨等との整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業趣旨、目標等に合致しているか</li> </ul>
②科学的・技術的な意義及び優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独創性、新規性を有しているか</li> <li>・ 社会的ニーズに対応するものであるか</li> <li>・ 医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか</li> <li>・ 医療分野の研究開発の進展に資するものであるか</li> <li>・ 新技術の創出に資するものであるか</li> </ul>
③計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画の内容と目的は明確であるか</li> <li>・ 年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか</li> <li>・ 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか</li> </ul>
④実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニット代表就任予定者を中心とした実施体制が適切に組織されているか</li> <li>・ 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか</li> <li>・ 十分な連携体制が構築されているか</li> <li>・ 主要な参加者のエフォートは適当であるか</li> </ul>
⑤所要経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか</li> </ul>
⑥事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の指示の下、創薬支援ネットワークの機能の強化等に資する提案となっているか</li> <li>・ 医薬品開発・生命科学を取り巻く現状を俯瞰し、最新の国内外の情報を収集・解析するなど調査研究を行う体制を構築できるか</li> </ul>

## 3. 交付決定における注意事項

## 採択後の手続き等

### 公募要領 第Ⅱ部 第3章

採択後、速やかに補助金交付申請手続きを進められるよう、次を開始してください。

- ・ 補助事業計画書の作成
- ・ 業務計画に必要な経費の見積
- ・ 会計規定及び職務発明規定等の整備



- 交付決定日（交付決定通知書の日付）をもって事業開始となります。
- 計画の内容や方法（経費の積算を含む）が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても、交付決定しないことがあります。
- 交付決定後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、計画の見直し又は中止を求めることがあります。
- 交付申請に係る様式は、AMEDホームページからダウンロードしてください。

[https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki\\_hojo.html](https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html)

## 採択決定後の手続き等(補足)

- 採択後の手続き、補助事業の事務手続き全般の詳細は、公募要領のほか、「補助事業事務処理説明書」をご覧ください。

「補助事業事務処理説明書」は、AMEDホームページ  
([https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki\\_hojo.html](https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html)) から  
ダウンロードできます。

## 4. その他、ご質問事項等の照会先

\*お問合せは電子メールでお願いします。(以下アドレス“AT”部分を@に変えてください)

照会内容	連絡先
公募や提案書類の記載方法等	AMED創薬事業部 創薬企画・評価課 「創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業」担当  E-mail: id3desk“AT”amed.go.jp
不正行為・不正使用・不正受給	AMED研究公正・業務推進部 研究公正・法務課 E-mail: kouseisoudan“AT”amed.go.jp
利益相反管理	AMED研究公正・業務推進部 研究公正・法務課 E-mail: amedcoi“AT”amed.go.jp